

平成29年度 事業報告書 (みらい)

社会福祉法人虎伏学園

児童心理治療施設「みらい」は、児童の生活施設である「虎伏学園」が長年培ってきた養育援助技術を基礎にして、30名定員の「児童の心理治療を行う専門施設」として平成21年4月1日に開所して9年が経ちました。平成29年度に入園した児童は3名で、卒園した児童及び中途退園の児童は6名(うち1名は一時保護)でした。現在在園中の児童は22名です。

児童心理治療施設ではさまざまな理由で生きづらさを感じている児童に生活・心理・教育が連携した総合環境療法の中で、社会的適応の力の回復を図り、地域で暮らしていくことを目指しています。またみらいは児童とその家族への援助を行う専門機関であり、家族再統合に向けた家庭復帰プランを児童相談所、地域の関係機関等と共有し移行支援やアフターフォローを行います。また社会的な課題を担う施設として援助方法の確立と、心理的ケアと連携した専門技術の確立をはかることが必要とされていますので、職員は日々努力をしています。

以下、29年度の事業実施状況をご報告いたします。

1. 児童心理治療施設の運営理念 (児童心理治療施設運営指針より抜粋)

児童心理治療施設は心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子ども達を入所又は通所させて治療を行う施設です。(児童福祉法第43条の5)

- 1) 生活指導は、治療的観点から、児童の自主性を尊重しつつ、安定した生活の場を提供し、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行います。
- 2) 学校教育、学習指導は、児童がその適性、能力等に応じ、主体的に学習に取り組むことができるよう、特別な支援を行う学校教育の場を用意している。
- 3) 家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の緊張を緩和し、親子関係の再構築等が図られるよう支援を行う。

入所期間は原則として数ヶ月から2～3年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行っています。

2. 入所児童の状況

1) 年度当初における措置児童数は27名で年度末には27名でした。

年間延べ入所人員は348名(うち一時保護20名)で1ヶ月平均27.3名であり定員30名に対比すると充足率91%でした。(別表2を参照されたい。)

2) 平成30年5月1日現在の年齢別児童数は別表2のとおりであり、最低年齢6歳で最高年齢17歳です。

3. 施設名称変更に伴う銘板等の更新

平成29年度4月から情緒障害児短期治療施設が児童心理治療施設に名称変更になり園内の銘板全てを取り替えました。名称が変更された理由は、日本語の「障害」という言葉が心理的な困難を抱えるというより、何か情緒面で欠損があるかのような印象を与えてしまう。そのため子どもや家庭がその名称を使うことを嫌うなどの問題があり、また平均在園期間が2年半を超えている現状で「短期」と名乗ることも誤解を与える。こうした理由から当面「児童心理治療施設」という名称を用いることができるようになりました。

4. 児童の処遇の向上

1) 「育てノート」の作成

平成29年度は例年になく多くの児童が退所したが、入所中の児童も含め遠足やキャンプ、夏祭り等の写真を大切な育ちの思い出として残し希望に応じて渡している。アルバムにしたり、保護者に見てもらおうなど職員の思いや願いなどを伝える取り組みができています。次年度は、「育てノート」づくりの費用を希望に応じて負担し、引き続き子ども自身がその生い立ちを理解できるつながりのある育ちを保障していきます。

2) 健康・安全委員会の設置

定期面接のガイドラインを作成し、毎月小学生、中高生、女子に分けて面談を実施しました。面接への動機付けとして、お菓子やジュースを出し、気楽で話しやすい雰囲気づくりを行った。意見箱や聴き取った声にその場で相談にのり、できるだけ子どもが抱える不安を傾聴し安心安全につながられるよう取り組んだ。この取り組みの中で医務室で子どもたちが看護師に寄せる声はこれまで知らなかった内容も多くあり、貴重な声であった。全体として、特に人間関係の中での気持ちの持ち方、健康問題、学習のこと、進路、将来の希望、家族のこと、生活のルールについての話が多く聞かれた。その時々気分や感情に寄り添い共感的な理解に努めています。

3) 性教育の充実

今年度、11月から12月の間に男女の中高生の小グループ単位で外部講師による、性教育ワークを3回実施しました。内容としては、プライベートゾーンの約束、関係性と距離、性暴力、いのちの誕生について学んでいる。また職員を対象にした性教育講義を1回受講している。このことにより児童が性について正しい知識と行動を学び、自身の誕生の尊さを知ること、今をより良く生きる態度を身につけてもらうよう支援しました。

5. 親支援の強化

面会、通信については、これまでの公衆電話の利用、週末の外泊、夏休みなどの長期の外泊について円滑に実施し、これに加えて季刊として学園だよりを送付しました。これには行事予定や医務室から身長、体重がどのくらい伸びたかなどの健康の様子、生活担当から頑張れていることなどを報告することで親御さんからも喜びの声が聞かれました。また学園の行事と家族の外出予定が重なる場合は、子どもや保護者の意向に添った家族支援を行いました。地域に家庭引き取りになるケースについては、生活担当、心理士、家族支援専門相談員が児童相談所と一緒に地域や家庭を訪問し、地元関係機関への説明、退所後のフォローなどについて丁寧な説明を重ねることで、地域生活への移行支援を円滑に行い、今年度6名の退所者を送り出すことができました。また今年度、きずなどの連携を打ち出し親支援のためのソーシャルワークの必要性を方針として打ち出した。

6. 職員の専門性の向上

4月に職員全体にセカンドステップの研修を受講してもらい理解を進めました。次いで6月に2名が大阪でセカンドステップ研修を受講し資格を取得した。これによりみらいとして4人の職員が資格取得を行うことができています。今年度については昨年引き続き小学部を対象に土井臨床心理士が中心になり分校授業の中で実施している。1年を通して受講した児童達には修了書が贈られた。計2年間の成果として、小学年齢から早めの問題解決へのまなざし、怒りの扱い方について学んだこと。また分校の先生方に同席してもらいその手法を習得してもらえたこと、その後のカンファで先生の困りごとにコンサルテーションを行えたことも大きな成果であった。子どもたちは、感じたこと、考えたことをループで出し合うことで気づきや学びがあり、良い経験となりました。しかし、普段の生活の中で繰り返しトレーニングを重ねなければ体得できたとは言えず今後生活の中で

のように展開していくかが課題となっています。

7. 精神科医療

2名の精神科の嘱託医が2週間に1回定期的に来所、日々の生活上の諸課題について、看護師、生活担当、心理士からドクターに情報提供を行い、その対応や取り組みの評価をもとにカンファレンスを行い、ドクターから専門的な助言を受けている。その後、一人ひとりの診察を行い治療を受けている。強い情緒面での不安や行動上の問題がある場合には、投薬治療を行っています。

現在9名の児童が投薬治療を受けおり、経過観察を行う中で随分と症状が改善するケースもあり、生活の基盤をなしている生活、心理などの安定化と医療が密接に関係し良い効果をもたらした。

8. 心理療法

今年度、二人の心理士が途中退職したため、非常勤職員を採用しました。しかし心理臨床での経験不足もあり全体としては専門性の落ち込みは避けられない状態でした。入所している全ての児童を対象に1週間に1回45分のセラピーを行いました。児童に応じてプレイセラピー、音楽セラピー、箱庭療法、カウンセリングを行いました。児童はセラピーの時間、セラピストとの時間を楽しみにしており、安全な環境の中で信頼関係をつくり、心の葛藤を表現することを促し、受容することで、自分を取り戻すことを援助しました。

9. 施設での学校教育

施設内の西脇小学校みらい分校に8名、西脇中学校みらい分校に11名、西脇小学校本校に1名、本校中学校に4名、支援学校中等部3名、高等部1名、計22名の児童が学校教育を受けている。個々の個性に合わせた小集団での学習支援（分校制）をとっています。本校への進学については、より広く大きな集団での経験を積ませやがては地域の学校に戻るための力をつけてもらうことを目指した。学校間とは定期的に連絡会議を開き、子どもの理解、支援のあり方等について協議し、子どもの状況を考慮しながら課題解決に向けて取り組みました。

10. 児童の処遇改善

施設機能強化推進費事業として、特別措置費の交付金により次の事業を実施しました。

ア. 地域ボランティア等を受け入れて、児童と共に虎伏夏祭りとクリスマス会を開催しました。

イ. 和歌山大学の米澤教授や他の講師を、スーパーバイザーとして招き、子どもの心のケアや発達への支援について職員研修会を年5回開催しました。

11. その他

- (1) 学習ボランティアによる受験生への学習指導を実施しました。また塾の先生にきて頂き小・中学生は学習指導を受けました。
- (2) ボランティアによるスポーツチャンバラとドッグセラピーを実施しました。
- (3) ボランティアや企業等の社会貢献によるクリスマス会や音楽会が開催され、子どもたちの体験を深めました。
- (4) 児童福祉週間行事として、子どもの日前後に女子・男子小学生・男子中高生に分かれ、遊びに出かけました。
- (5) キャンプ行事、その他交流行事等によるグループワークを行いました。
- (6) 保護者支援として、面会、外出、外泊、帰省等による家族支援による治療プログラムを実施しました。
- (7) 退所後の自立支援のための調理実習を男子4回、女子5回行っている。メニュー

は、お弁当、チャンポン、焼肉、チャーハン等。食材購入から調理、片付けまでを学んでいる。

みらい

別表 2 平成29年度 月別 園児数 各月初日人数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
人数	27(2)	27(2)	27(2)	28(2)	27(2)	27(2)
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	27(2)	28(1)	28(1)	28(2)	27(1)	27(1)

※ 年間延収容人数 328人+(20) = 348人 ※ () は一時保護の人数

年齢別 園児数

みらい

平成30年5月1日

年齢	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1
女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
年齢	11	12	13	14	15	16	17	18	19	合計
男	3	1	3	3	1	0	1	0	0	16
女	1	1	0	1	1	0	0	0	0	6

※ () は一時保護の人数

学年別 園児数

みらい

平成30年5月1日

学校	小学校						中学校			計
学年	一	二	三	四	五	六	一	二	三	
男	1	1	1	0	1	3	1	3	3	10
女	0	0	0	1	0	1	1	1	1	5
学校	さくら支援学校			高校			三才 未満 児	年少 児	その 他	合計
学年	一	二	三	一	二	三				
男	1	0	1	0	0	0	0	0	0	16
女	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6

※ () は一時保護の人数

